

参考答案
〔民法Ⅱ〕

第1 設問1

1 (1) C・Dの主張の論拠

C・Dは、甲土地を相続開始前の贈与契約（民法（以下、法名略す）549条）に基づき取得し、本件仮登記の順位保全効により、本件死因贈与に基づく甲土地の取得をもってEに対抗できるため、甲土地はC・Dの固有財産であって、「相続によって得た財産」（922条）にあたらないと主張する。

(2) Eの反論

Eは、死因贈与は遺贈の規定が準用される（554条）、遺贈において受遺者は、相続債権者に劣後すべき地位にあるから（931条）、たとえ予め仮登記がなされていたとしても、死因贈与を遺贈と別異に扱う合理的理由はないと反論する。

2 (1) 限定承認 922条の意義

民法は、相続開始により被相続人の財産は包括的に相続人に承継されるという包括承継主義（896条）を採りながら、他方で単純承認、相続放棄、限定承認のいずれかを選択できるようにして、相続について選択の自由を保障している。限定承認者は、相続財産・相続債務を承継するが、債務については「相続によって得た財産の限度において」（922条）責任を負うにすぎない。

(2) 931条の趣旨

「限定承認者は・・・各相続債権者に弁済した後でなければ、受遺

者に弁済をすることができない」（931条）。その趣旨は、相続債権者は当初より相続財産からの回収を期待して債権を取得するのに対して、受遺者は相続後に確定した権利に基づいて相続財産から無償で分与を受ける立場にあるに過ぎないのに加えて、被相続人が遺贈を利用して相続債権者を不当に害することを防止することにある。そして、同条は、相続債権者が優先することを定めたものではなく、もっぱら限定承認者の義務について定めたものである（934条参照）。

したがって、受遺者ないし受贈者と相続債権者間の優劣は、物権変動の原則に従い、所有権移転登記と差押登記の先後によって決すべきである。

(3) 限定承認した受贈者と相続債権者の優劣

しかし、本件のように、受贈者が限定承認者である場合も登記の先後で決するとすれば、限定承認者は、目的不動産以外の被相続人の財産の限度においてのみその債務を弁済すれば免責される上、当該不動産の所有権をも取得するという利益を受ける一方、相続債権者はこれに伴い弁済を受けることができる額が減少するという不利益を受け、公平を欠く。よって、死因贈与に基づく限定承認者への所有権移転登記が相続債権者の差押登記より先にされたとしても、信義則に照らし、限定承認者は、相続債権者に対し不動産の所有権取得を対抗できないというべきである。

(4) よって、C・Dの請求は認められない。

第2 設問2

1 (1) Cの主張

Cは、平成10年5月3日付Bとの負担付死因贈与契約に従ってBが死亡するまでBに送金を続けてきたから、Bの死亡によって乙土地を取得したものであり、本件遺贈は、相続財産に属さなくなった権利についてなされたものであるから無効であると主張する。

(2) Dの反論

Dは、554条で準用する1022条・1023条1項により、本件死因贈与は後になされた本件遺言により撤回されたと反論する。

(3) Cの再反論

Cは、負担付贈与は双務契約の規定が準用され(553条)、554条による1022条・1023条は準用されないと再反論する。

2 (1) 負担を伴わない死因贈与について

死因贈与は、贈与者の死亡により効力が発生する点で遺贈と共通し、また片務契約であることから、遺贈と同様、贈与者の最終意思を尊重し、これによって決するのを相当とする。そのため、死因贈与については、遺言の取消に関する1022条がその方式に関する部分を除いて準用される(判例同旨)。

(2) 負担付死因贈与について

しかし、負担付死因贈与契約の双務契約的要素(553条参照)

を鑑みれば、負担の部分については反対給付に類した側面を有するのであり、特に受贈者がその負担を履行した場合には、その受贈者の利益保護は強く要請される。

したがって、負担の履行期が贈与者の生前と定められた負担付死因贈与契約に基づいて受贈者が約旨に従い負担の全部又はそれに類する程度の履行をした場合においては、贈与者の最終意思を尊重する余り受贈者の利益を犠牲にするのは相当でないから、贈与契約締結の動機、負担の価値と贈与財産の価値との相関関係、契約上の利害関係者の身分関係その他の生活関係等に照らし負担の履行状況にもかかわらず負担付死因贈与契約の全部又は一部の取消をすることがやむを得ないと認められる特段の事情がない限り、遺言の取消に関する1022条、1023条を準用するのは相当でないと解すべきである。

(3) 本件贈与契約は、離婚後病弱となった母の経済的支援のために離れて暮らすCが毎月及び賞与時に一定額を母死亡まで送金する見返りとして乙土地を贈与するという合理的な動機があったこと、負担の価値(毎月5万円を20年及び年2回の賞与の半額計40回分)に対し乙土地の価格4000万円とはほぼ同価値であること、CはBの長男で親子関係にあり、Bには同居する長女Dがいたが、DはBに経済援助できるほどの経済力はなかったこと、Cは定期的にBに連絡をしたり盆暮れにはBを見舞ったりして忘恩行為も見られないことから、本件死因贈与契約の全部又は一部を取

り消すことがやむを得ないと認められる特段の事情はない。

したがって、1022 条、1023 条は準用されない。

(4) よって、C の請求は認められる。

以上